

【千葉県で浄化槽をお使いの方へ】
浄化槽の法定検査手数料が変更となります
令和8年4月1日～



■ 法定検査とは？

全ての浄化槽管理者には、法律（浄化槽法）で年1回の法定検査の受検が義務づけられています。

法定検査は、浄化槽が適正に維持管理され、正常に機能を発揮しているかを検査するもので、設置後の検査（7条検査）と定期検査（11条検査）の2種類の検査があります。

県が指定した検査機関（指定検査機関）だけが実施できます。

■ 法定検査手数料の一覧

変更後（令和8年4月1日から）

人槽	設置後の検査 (法第7条検査)	定期検査 (法第11条検査)
10人槽以下	11,000円	6,000円
11～20人槽	14,500円	10,500円
21～50人槽	15,500円	11,500円
51～100人槽	18,500円	14,500円
101～300人槽	20,500円	16,500円
301～500人槽	22,500円	18,500円
501人槽以上	26,500円	22,500円

変更前（令和8年3月31日まで）

設置後の検査 (法第7条検査) 合併処理浄化槽	定期検査（法第11条検査）	
	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
10,000円	5,000円	5,000円
14,000円	8,000円	10,000円
15,000円	9,000円	11,000円
18,000円	12,000円	14,000円
20,000円	14,000円	16,000円
22,000円	16,000円	18,000円
26,000円	20,000円	22,000円

※ 検査手数料は、2つの指定検査機関で同一（非課税）となります。

■ 法定検査の申込及び検査手数料に関する問合せ先（指定検査機関）

機関名	担当区域	検査申込
公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター ☎ 043-246-6283 〒 260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1	船橋市、八千代市、習志野市、浦安市、市川市、柏市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市、松戸市、流山市、印西市、成田市、富里市、八街市、四街道市、佐倉市、白井市、香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、山武市、東金市、大網白里市、茂原市、栄町、酒々井町、神崎町、東庄町、多古町、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長南町、長柄町、長生村	
一般財団法人千葉県環境財団 ☎ 043-246-2079 〒 260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1(3階)	千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、いすみ市、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市、御宿町、大多喜町、鋸南町	